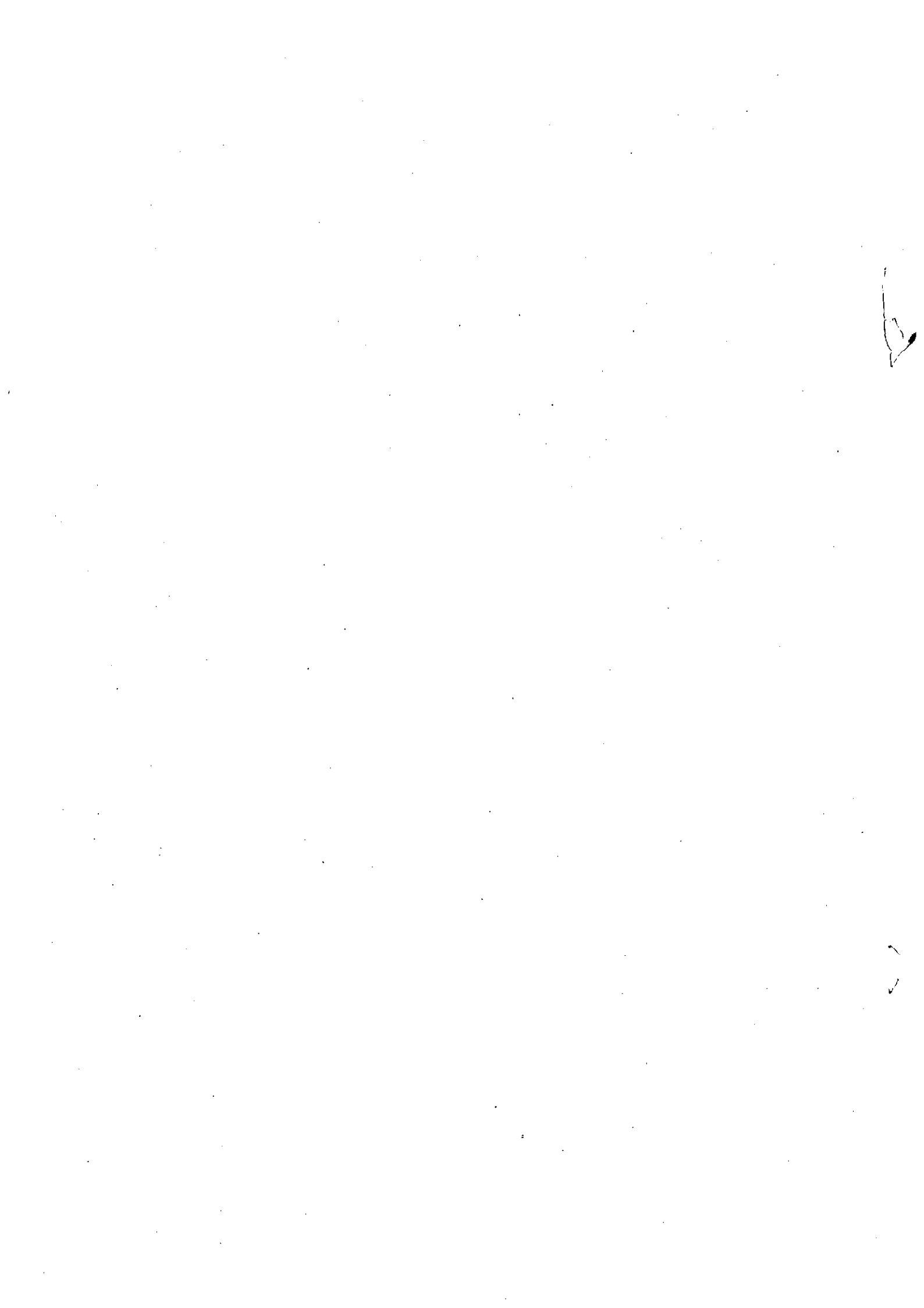


地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年1月19日)

- 1 東西横断サイクリングルート（西部ルート）整備に係る検討会の開催について
【地域振興局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 2 特定非営利活動法人大山中海観光推進機構（「大山王国」）の検査結果について
【地域振興局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

西部総合事務所



東西横断サイクリングルート（西部ルート）整備に係る検討会の開催について

平成29年1月19日
西部総合事務所地域振興局

本県西部圏域を中心としたサイクリングルートの整備について検討する官民共同の「サイクリングルート整備検討会」において、以下のとおりルート案等に関する意見交換を行いましたので報告します。

1 目的

鳥取・島根・広島・愛媛4県の広域連携によるサイクリングツーリズムの全県展開に向け、国道9号等を活用した東西横断サイクリングルートを県西部で先行して整備することを検討するにあたり、関係機関との間で意見交換を行い魅力的で安全なルート整備につなげる。

2 日時 12月22日（木）午後3時から午後4時30分

3 場所 西部総合事務所2階講堂

4 参集機関・団体

民間：サイクリング関係者、経済関係者（商工会議所、商工会等）、観光関係者（観光協会等）、交通関係者（バス事業者）

行政：国（国土交通省）、米子市、大山町、琴浦町、北栄町、鳥取県警、鳥取県

5 検討結果

以下の各項目について各関係者と個別に協議・調整のうえ、3月末を目途に「西部ルート」として設定し、可能なものからハード、ソフト両面の整備に着手することとした。

- ・ルートの安全性協議（道路管理者（国交省等）及び警察）
- ・沿線住民への理解（関係市町）
- ・魅力を付加するためのポタリング、皆生トライアスロンコース等周辺サイクリングポイントの設定（関係市町、各観光協会）
- ・サイクリスト支援体制の沿線への拡大（関係市町、商工会等）
- ・路面標示内容（道路管理者）、看板等設置物の設置（関係市町）

【参考】会議に提案した「西部ルート」の素案

・ルートについて

国道9号をメインルートに県西部から兵庫県境までの整備を念頭に、米子市淀江支所から青山剛昌ふるさと館の間（西部ルート 約36km）について、今年度中のルート設定、秋口の利用開始を目標に整備促進を図る。

米子市淀江支所—**国道9号**—大栄東伯IC—**県道**—由良駅/北栄町役場—**県道**—青山剛昌ふるさと館
〔米子市淀江町西原〕 〔琴浦町槻下〕 〔北栄町由良宿〕 〔北栄町西園〕
（広域サイクリングルートとの結節点）

・整備内容と役割分担について

設定ルートへの路面標示等設置	サイクリスト支援施設の沿線整備	情報発信	
		ルート看板の設置	ルートマップ作成
道路管理者		県	

※上記ルートに付随して、海岸線、街並み等の景観をゆっくり楽しむことのできるエリアや実際に皆生トライアスロン大会コースとして使用されている沿線をマップ等で紹介。



特定非営利活動法人大山中海観光推進機構(「大山王国」)の検査結果について

平成29年1月19日
西部総合事務所地域振興局

昨年12月27日、大山町長の「大山王国」への委託業務について「不適切事務」があったとの発表を受け、NPO法に基づく検査、指導を行いました。

1 検査の概要

- (1) 日時 平成29年1月13日(金)13:30~16:50
- (2) 場所 法人事務所(米子市旗ヶ崎)
- (3) 受検者 「大山王国」理事長 石村隆男ほか1名
- (4) 検査員 西部総合事務所地域振興局職員3名
- (5) 検査内容
 - ・公開済の決算書類が会計原則に沿った正しい内容か。
 - ・監査報告が適正か、コンプライアンス担保体制は適正か。
 - ・定款に基づき理事会が開催され、意思決定手続きが適正か。
 - ・税務申告、修正決算、理事会開催と是正についての合意形成等

(6) 主な検査結果

・大山町の監査で指摘されている大山町委託分を除くと、会計処理は税理士により適正に行われ証憑書類も適正だった。
※鳥取県委託事業(スマホアプリ「TOTORIP」による情報発信)も適正に会計処理され、公開されている決算に計上されていた。

・NPO法により公開義務のある平成25~27年分の会計処理中に大山町からの受託分が含まれておらず、当該分が不適切である可能性がある。
→当該受託分は、証憑書類及び通帳が税務署の調査により備え置きがなかったため、後日確認検査を行う予定。

・石村理事長からは、「当該受託分は、大山町職員のA理事が「大山王国」の別口座で管理しており、契約および出納状況の報告が全くなかったため、把握していなかった。そのため、県への報告と税務申告に漏れが生じたもの。理事長として管理責任を感じている。」「現在、税務署から修正申告に向けた指導を受けており、その結果に沿った正しい修正申告を行う。」と説明があった。

・「大山王国」定款と実際の運営において、総会等の開催通知方法や議事録作成に一部不整合があり、定款と一致させるよう改善を指導した。

(7) 検査後の処理

- ・1月17日(火)「大山王国」に対して検査結果及び改善方針報告を通知
(法、定款違反事項を指摘し、その改善方針の回答を1月31日までに求める内容)
- ・今後、米子税務署の指導にそった国税の修正申告への「大山王国」の対応状況や追加確認検査の状況を踏まえ、処分の要否を含めた県としての方針を決定する。

(8) 事案の経過

平成28年11月1日 「大山王国」への委託偽装を指摘する新聞記事が掲載
同 11月4日 大山町への監査請求
同 12月14日 「大山王国」から大山町に弁明書提出
同 12月22日 大山町監査委員からの監査結果報告
同 12月27日 大山町長が「大山王国」への委託業務に「不適切事務」があったと発表
同日 NPOの監督部署である西部総合事務所が、任意で「大山王国」理事長から状況を聞取

平成29年1月6日 「大山町とNPO法人との契約疑惑の真相を究明する会」からの申入書を受理
1月13日 西部総合事務所による「大山王国」検査

特定非営利活動促進法(監督部分の抜粋)

第41条(報告及び検査) 所轄庁は、(中略)法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第42条(改善命令) ……(要旨) 法令違反、又はその運営が著しく適正を欠く場合

第43条(認定の取り消し) ……(要旨) 改善を期待できないことが明らかな場合